

熊本市外郭団体補助金の見直しについて

- 平成18年3月「外郭団体経営改革計画」を策定し、外郭団体に対する市の関与を可能な限り縮小し、団体が自らの意思に基づき、自主的、自律的な経営ができる体制を確保することとしている。
- この中で、外郭団体への補助についても見直しを図ることとした。

1 指定管理者となる団体における総務的経費に係る補助の廃止

- ・ 指定管理料の積算にあたって、一般管理費(施設の管理運営に係る直接業務費以外で本社機能の維持に係る経費)を算定することとしたことから、平成21年度以降廃止の予定。

[算定式]

$$\text{一般管理費} = \text{人件費} \times \text{一般管理費率}$$

0円	～	10,000千円	5%
10,000千円	～	100,000千円	4.5%
100,000千円	～	200,000千円	4%
200,000千円	～		3.5%

2 外郭団体の退職手当財源を補填する補助の廃止

- ・ 外郭団体の自主的かつ自律的な経営体制の確保を促進するため、退職手当財源不足に係る補助を廃止する。
- ・ この代替措置として、平成20年度に必要な助成を図る。

[内容]

① 退職手当一括補助

- ・ 団体職員等が21年3月31日(基準日)において普通退職したと仮定し、次の括弧算式で不足額がある場合は、年齢区分ごとの補助率を乗じた合計額を20年度に補助する。

$$\text{補助額} = (\text{退職手当相当額} - \text{共済金} - \text{引当金等}) \times \text{補助率}(0.8 \sim 0.95)$$

② 定年退職補助

- ・ 定年退職等に係る不足額は、20年度まで現行方針に基づき全額補助する。

③ 整理退職補助

- ・ 指定管理者公募結果を受けて整理退職を実施する場合の不足額は、全額補助する。
- ・ 経営効率化等に向けて整理退職を実施する場合も同様とする。(削減数は市と協議)

④ 補助金概算金額

約2億円(ただし、整理退職補助額は未定)

3 その他の補助

- ・ 「熊本市補助金制度の見直し基準」に基づき今後も適切な見直しを図る。